

インボイス制度への対応について

2023年10月1日より、消費税の適格請求書保存方式(以下、「インボイス制度」)が開始しました。社団・財団法人の皆様につきましても、消費税の納税義務者である場合等には、制度への対応が必要になります。今号ではインボイス制度の概要について、社団・財団法人に関連するトピックを交えて説明いたします。

(ポイント)

- インボイス制度の概要
- 社団・財団法人のインボイス対応の事例

1.インボイス制度の概要

(1)インボイスの記載事項

適格請求書(以下、「インボイス」)とは、以下の6つの記載事項が記載された書類等を指します。様式は特に定められておらず、請求書のほか領収証や納品書などもインボイスとなりえます。複数の書類を組み合わせることで記載事項の要件を満たしてインボイスとすることも可能です。

- ①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(なお、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食業等に係る取引については、上記のうち一部の記載要件を満たした適格簡易請求書(簡易インボイス)の入手等が要件となります)

(2)売手側(代金受領側)のインボイス対応

適格請求書発行事業者である売手側(代金受領側)は、課税取引に係る相手先から求められた場合にインボイスの交付義務があります。適格請求書発行事業者になるためには、税務署へ申請を行い登録を受けることが必要です。適格請求書発行事業者でない事業者は、インボイスを交付することはできません。

(3)買手側(代金支払側)のインボイス対応

買手側(代金支払側)は、消費税の仕入税額控除の要件として、原則として適格請求書発行事業者である売手側からのインボイスの入手・保存等が必要になります。ただし経過措置として、適格請求書発行事業者以外の事業者(以下、「免税事業者等」)への支払いに関しても、制度開始後6年間は一定割合に限り仕入税額控除が可能です。なお、仕入税額控除の要件として、インボイスを売手側から入手する方法の他、支払側で一定の記載事項の要件を満たした仕入明細書の作成等による対応でも可能です。

* 上記の概要は、制度を理解しやすいよう簡略化して説明しております。制度の詳細は国税庁HP等をご参照ください。

(裏面に続く)



インボイス制度への対応について

2. 社団・財団法人のインボイス対応の事例

以下では、消費税の納税義務者である社団・財団法人を前提として、想定されるインボイス対応の事例の一部を取り上げます。

① 寄附金を受領した場合のインボイス対応は？

⇒寄附金や助成金、会費などの消費税対象外取引に係る収入については、インボイスの交付義務はありません(ただし、取引の実態が課税取引と認められるものは除きます)。

② 免税事業者等へ委託費や謝金を支払った場合のインボイス対応は？

⇒委託費や謝金などの課税取引に係る支払いについて、適格請求書発行事業者への支払いについてはインボイスを入手することにより今まで通り全額仕入税額控除が可能です。一方、免税事業者等への支払いの場合、インボイスが入手不可のため仕入税額控除ができません(ただし経過措置として、今後6年間は一定割合の控除可能)。その結果、支払側の社団・財団法人でこれまでより消費税の納税額が増えることになります(この場合の税負担増への対応策としては、免税事業者等である支払先に適格請求書発行事業者への登録をお願いする、又は取引金額の見直し交渉を行う、といった方法が考えられます)。

③ 支払先が適格請求書発行事業者か免税事業者等か不明の場合は？

⇒支払先が法人の場合、国税庁HPの「適格請求書発行事業者公表サイト」と法人番号検索を組み合わせることで、法人名から適格請求書発行事業者の登録状況の確認が可能です。一方、支払先が個人の場合は、上記サイトでも個人名からの登録状況の確認は現状できない(登録番号からのみ検索可能)ので、支払先の個人の方本人に登録状況を直接確認いただくことが必要と考えられます。

* 上記の事例は社団・財団法人を前提としておりますが、株式会社等においても同様の取扱いとなります。

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ:社団・財団法人の実務家のひとこと

消費税のインボイス制度は、日常のあらゆる課税取引に対して関わってくる制度です。売手(代金受領側)の立場としてはインボイスの交付義務があり、買手(代金支払側)の立場としては仕入税額控除の要件として原則としてインボイスの入手義務があります。

特に、今回触れた免税事業者等への支払いに関しては、支払を行う法人側で消費税の納税額の増加が予想されるので注意が必要です。対応策としては上述の通り、適格請求書発行事業者への登録要請や取引金額の見直し交渉などが考えられますが、取引先との関係性等によりそのような要請や交渉がスムーズにいかないケースも十分に想定されます。こうした事務負担の増加や対応に時間がかかることも予想されますので、消費税の納税義務がある社団・財団法人で、免税事業者等への支払が多いもののまだ対応策をご検討されていない法人におかれましては、早急にご検討いただくことをお勧めいたします。

なお、インボイス制度の最新情報については、国税庁HPをご確認いただきますようお願いいたします。

朝日税理士法人

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いいたします。